

平成二十二年三月十二日受領
答弁第二〇三号

内閣衆質一七四第二〇三号

平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出公立高校無償化に伴う私立高校に対する施策に関する再質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員馳浩君提出公立高校無償化に伴う私立高校に対する施策に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「上乘せ支給」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、平成二十一年度第一次補正予算において、私立の高等学校における授業料の減免措置に対する都道府県の補助事業に対する緊急支援を行うため、「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」を計上したほか、平成二十二年予算において、当該補助事業に対する国庫補助に要する経費を計上するとともに、所要の額の地方交付税措置を講ずることとしているところである。

二及び三について

先の答弁書（平成二十二年二月十二日内閣衆質一七四第七八号）一、二及び七についてでお答えしたとおりである。なお、私立の高等学校における授業料の減免措置に対する都道府県の補助事業は、地域の実情に応じて、各都道府県の判断により行われるものであると考えている。